

米国・メキシコ・カナダ協定（旧北米自由貿易協定）における知的財産章

2018年10月5日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉が9月30日に妥結し、米国・メキシコ・カナダ協定（U.S.-Mexico-Canada Agreement : USMCA）¹に改定された。

知的財産に関して米国は、特許、著作権および商標が米国内で受けられる保護の達成を目指したところ、改定された知的財産章²（第20章）は以下のような内容を含むものとなっている。

- 農業用化学品、及び新規生物製剤の試験データ等の保護期間を10年間、新規医薬品の試験データ等の保護期間を5年間とする旨を規定（Article 20.F.10, 13, 14）
- 当局の特許付与までの不合理な遅延に対する特許期間の調整手段を設けなければならない旨を規定（特許出願から5年、又は審査請求から3年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許出願が対象に含まれるよう規定しなければならない）（Article 20.F.9）
- 著名商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適切な措置を定める旨を規定（Article 20.C.5）
- 著作権侵害・商標の不正使用に関して、法定損害賠償制度、追加的損害賠償制度のいずれか又は双方を採用しなければならない旨を規定（Article 20.J.4）
- 地理的表示（GI）に関する異議申し立て等の手続を規定（Article 20.E.2）
- 著作物等の保護期間を著作者の死後少なくとも70年とする旨を規定（Article 20.H.7） 等

（以上）

¹ <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/united-states-mexico>

² <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/20%20Intellectual%20Property.pdf>